

## 平成 21 年度リスク評価対象物質（案件）の選定手順（案）

時 期	選 定 手 順
21 年 7 月	[第 2 回化学物質のリスク評価に係る企画検討会] ・ 「22 年度有害物ばく露作業報告」対象物質の選定
7 月	[リスク評価対象物質（案件）の募集] ・ リスク評価検討会、関係行政部局等の意見 ・ パブリックコメントの募集
7～8 月	[パブリックコメント]  [候補物質（案件）の整理]
9 月	[第 2 回化学物質のリスク評価に係る企画検討会] ・ 「22 年度有害物ばく露作業報告」対象物質の選定 ※ 今後、3 年ないし 5 年程度の間製造・取扱動向の報告を求める物質 ・ 緊急にリスク評価を進めるべき物質（案件）（ファーストトラック） についても検討
秋	[告示（「安衛法規則第 95 条の 6 の規定に基づく告示」）の準備]
11 月	[告示] ※ 平成 22 年度報告からは 1 次報告、2 次報告に分割して報告を 求めることとなる。
22 年 1～12 月	[「22 年度有害物ばく露作業報告」の報告対象期間]
23 年新春	[報告期間]
4 月～	[リスク評価]